

平成25年12月4日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 様  
法務大臣  
外務大臣  
国家公安委員会委員長

下諏訪町議会議長 中村 奎司

## 特定秘密の保護に関する法律の制定の慎重審議を求める意見書

政府は今臨時国会に「特定秘密の保護に関する法律案」を提出しました。

法案では、「防衛」「外交」「我が国の安全保障」「テロ活動の防止」に関する事項などが「特定秘密」の対象として挙げられ、その指定については行政機関の長に委ねられるとされています。法律家やマスコミなどから指定の範囲が特定できず広範なため多くの懸念の声があがっています。また、25日に福島市内で行われた地方公聴会では7人の公述人のうち賛成者は居らず、反対と慎重審議の意見のみでした。信濃毎日新聞11月28日付け報道では県内知事・77首長アンケートでは、「慎重審議すべき」が63人と多数を占め、賛成は5人にとどまっています。

政府が危惧する情報漏洩は現行の国家公務員法や自衛隊法で十分に守られると言う憲法学者の見解もあり、秘密の指定に対する第三者機関が必要との声も強くあります。

報道で伝えられるところでも、「今国会で成立させるべきか？」の問いに対して、「成立させるべき」が12.8%に対して「慎重に審議すべき」は82.5%と多数となっています。

現状までの国会の審議では、原発に関する事項も秘密になりうることや、ブロガーや地方公務員も処罰の対象となるなど、国民全般が広く処罰の対象となりうることに懸念されます。

以上の点を考えると、今臨時国会での法案成立は早急過ぎると言わざるを得ません。

よって下諏訪町議会は「特定秘密の保護に関する法律案」は時間をかけて慎重な審議をすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。